

8 付表

P84 (1) 建設工事の区分に関する資料

P87 (2) 類似した建設工事の区分と考え方

P94 (3) 建設業許可に関するよくある質問と回答

ア. 建設業許可に関する一般的事項

イ. 建設工事区分に関する事項

ウ. 許可申請の手続きに関する事項

エ. 身分証明書・登記されてないことの証明書・登記事項証明書に関する事項

オ. 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）及び専任技術者に関する事項

カ. 健康保険等の加入状況に関する事項

キ. その他

P115 (4) 建設業の有資格コード一覧表

P121 (5) 指定学科一覧表

P122 (6) 市町村コード表

P123 (7) 勘定科目の分類

P130 (8) 廃業届を提出する際の本人確認について

P131 (9) 各種問い合わせ先

(1) 建設工事の区分に関する資料

建設工事の区分については、以下 (1) ～ (3) を参照し、不明な点があれば建設・不動産課に問い合わせてください。

(1) 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事

電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所 設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

機	機械器具設置 工事	機械器具設 置工事業	機械器具の組立て等により工作 物を建設し、又は工作物に機械 器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設 置工事、内燃力発電設備工事、集塵 機器設置工事、給排気機器設置工事、 揚排水機器設置工事、ダム用仮設備 工事、遊技施設設置工事、舞台装置 設置工事、サイロ設置工事、立体駐車 設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事 業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁す る工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備 又は燃料工業、化学工業等の設備の 熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工 事業	有線電気通信設備、無線電気通信 設備、放送機械設備、データ通信 設備等の電気通信設備を設置する工 事	有線電気通信設備工事、無線電気通信 設備工事、データ通信設備工事、情報 処理設備工事、情報収集設備工事、情 報表示設備工事、放送機械設備工事、 TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ 付け等により庭園、公園、緑地 等の苑地を築造し、道路、建築 物の屋上等を緑化し、又は植生 を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、 地ごしらえ工事、公園設備工事、 広場工事、園路工事、水景工事、 屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事 業	さく井機械等を用いてさく孔、 さく井を行う工事又はこれらの 工事に伴う揚水設備設置等を行 う工事	さく井工事、観測井工事、還元 井工事、温泉掘削工事、井戸築 造工事、さく孔工事、石油掘削 工事、天然ガス掘削工事、揚水 設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具 等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ 取付け工事、金属製カーテンウ ォール取付け工事、シャッター 取付け工事、自動ドア取付け 工事、木製建具取付け工事、ふ すま工事
水	水道施設工事	水道施設工 事業	上水道、工業用水道等のための 取水、浄水、配水等の施設を築造 する工事又は公共下水道若しくは流 域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、 配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工 事業	火災警報設備、消火設備、避難 設備若しくは消火活動に必要な 設備を設置し、又は工作物に取 付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリン クラー設置工事、水噴霧、泡、 不燃性ガス、蒸発性液体又は粉 末による消火設備工事、屋外消 火栓設置工事、動力消防ポンプ 設置工事、火災報知設備工事、 漏電火災警報器設置工事、非常 警報設備工事、金属製避難はしご、 救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備 の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工 事業	し尿処理施設又はごみ処理施設 を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(2) 類似した建設工事の区分の考え方

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりです。

(建設業許可事務ガイドライン 最終改正 令和4年12月28日国不建第463号)

(1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
- ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
- なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

(3) 建設業許可に関するよくある質問と回答

ア. 建設業許可に関する一般的事項 (P 95～)

イ. 建設工事区分に関する事項 (P 97～)

ウ. 許可申請の手続きに関する事項 (P 99～)

エ. 身分証明書・登記されていないことの証明書・登記事項証明(商業登記簿)等に関する事項 (P 100～)

オ. 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び専任技術者に関する事項

(1) 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)に関する事項 (P 101～)

(2) 専任技術者に関する事項 (P 104～)

(3) 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び専任技術者の専任性に関する事項
(P 106～)

カ. 健康保険等の加入状況に関する事項

(1) 健康保険等の加入状況の記載要領 (P 107～)

(2) 健康保険等の加入状況の確認資料に関する事項 (P 111～)

キ. その他

(1) 財産的基礎・財務諸表について (P 112)

(2) 納税証明書について (P 113)

(3) その他 (P 114)

ア. 建設業許可に関する一般的事項

Q 1. 建設業許可とは何ですか。

A 1. 軽微な建設工事（Q 3 を参照）以外の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可が必要になります。

なお、許可の対象は「建設工事の請負」ですので、工事現場に人を派遣する場合（Q 5 を参照）や、建設工事とはいえない業務を行っている場合（Q 2 を参照）は、許可は不要です。

Q 2. 建設業許可が必要な業務とは、どのようなものですか。

A 2. 建設業法という建設業とは、建設工事の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など 29 の業種に分かれています。すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る又は解体する、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

宅地建物取引業の営業や物品の販売など建設業と異なる営業や、建設業に近い営業であっても下記の例の業務はこうした要素を含まず、建設工事にはあたりません。

また、経營業務の管理責任者の経営経験や専任技術者の実務の経験として認めることもできませんので注意してください。

【建設工事とは認められない（建設業許可を必要としない）場合の例】

- ・ 自社で施工する建売用住宅の建築
- ・ 建設現場への労働者派遣（Q 5 を参照）
- ・ 樹木の伐採・剪定、草刈り
- ・ 道路清掃
- ・ 設備や機器の運転管理や保守点検業務
- ・ 測量や調査（土壌試験、ボーリング調査を伴う土壌分析、家屋調査等）
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造
- ・ 建設資材（生コン、ブロック等）の納入
- ・ 工事現場の養生（換気扇にビニールをかぶせる、窓にシートを張るなど。はつり工事はとび・土工工事）
- ・ トラッククレーンやコンクリートポンプ車リース
（ただし、オペレータ付きリースは工事に該当する）

Q 3. 軽微な建設工事とはどのような工事ですか。

A 3. P1 表 1 に記載のとおり、建築一式工事以外の 28 業種では請負金額が 500 万円未満（消費税込）の工事が、建築一式工事の場合は請負金額が 1500 万円未満（消費税込）又は延べ面積が 150 m²未満の木造住宅工事が「軽微な建設工事」です。

【「請負金額」の考え方】

- ・同一の者が工事の完成を 2 つ以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額を請負金額とします。
- ・注文者が材料を提供する場合は、請負契約の代金の額に、その材料の市場価格と運送賃を加えた額を請負金額とします。
- ・元請工期が長期間にわたる工事で、長期間の間において複数の下請契約により、工種が異なる工事を請け負った場合でも、それらの合計額を請負金額とします。
- ・単価契約で工事を行った場合は、単価×数量の合計額を請負金額とします。また、小口、断続的な契約であっても、それらの合計額を請負金額とします。たとえ年をまたいだり、工種が異なっていた場合であってもそれらすべての合計額を請負金額とします。

【「150 m²未満の木造住宅工事」の考え方】

- ・「住宅」とは
「住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するもの」（建設業許可事務ガイドライン）
- ・「150 m²未満」の考え方
建築基準法上の延べ面積の定義に準拠し、「建築物の各階の床面積の合計」を指します。（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号）。
なお、建築基準法に基づく容積率積算では、共同住宅の共用廊下・階段等を延べ面積に不算入とする例外（建築基準法第 52 条 1 項 5 号、同 6 項）がありますが、あくまで容積率積算における例外であって、建築基準法上の延べ面積全般に適用される規定ではありません。
したがって、建設業法上の軽微な工事に当たるかどうかの判断においても、この容積率積算上の例外は適用しません。

Q 4. 県外で仕事をするためには、大臣許可が必要でしょうか。

A 4. 知事許可と大臣許可は、施工する場所に関わらず、建設業を営む営業所が県内のみか、県外にも置くかによる区分です。したがって、営業所が千葉県内のみの場合は、千葉県知事許可があれば必要な技術者（P81～を参照）を配置して県外の現場で施工できます。

Q 5. 工事現場に人を派遣すること（人工出し）は建設工事として認められますか。

A 5. 建設工事の請負契約とはみなされません。

単に職人を貸すような人工出しは請負ではなく「労働者派遣」に当たります。しかも、建設工事に労働者を派遣することは違法ですので注意してください。

例えば、A 社という建設業者が自社の従業員を発注者 B 社の建設現場に送り込み、B 社の現場監督者の指揮命令のもとに労働力を提供させることは、「労働者派遣」とみなされます。建設工事への労働者派遣は法律で禁止されていて、労働者派遣法又は職業安定法違反として罰則（1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）が適用されますので注意してください。

なお、1 人工につきいくら、といったいわゆる常傭（常用）の契約であっても、建設工事の請負に当たる場合がありますが、具体的には労働局等の監督官庁に御相談ください。

Q 6. 特定建設業の許可が必要な場合はどのような場合ですか。

A 6. 発注者から直接請け負った（元請として請け負った）1 件の建設工事につき、下請業者との下請契約の合計（複数の下請業者と下請契約を締結する場合は、その合計が 4,500 万円以上、建築一式工事は 7,000 万円以上）となる下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要になります。

下請契約の合計が上記未満の建設工事については、発注者と締結する請負契約金額にかかわらず、一般建設業の許可を持っていれば施工できます。

また、自社が一次下請やそれ以下の下請業者である場合には、下請に発注する金額にかかわらず一般建設業の許可をもって施工することが可能です。

イ. 建設工事区分に関する事項

Q 7. 土木一式工事とはどのようなものですか。

A 7. 土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る（解体する）工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。

例えば、宅地造成工事は工事内容によって土木一式工事に該当する場合と、とび・土工工事に該当する場合に分かれます。

単に盛土や切土、掘削や締め固めのみの場合はとび・土工工事に該当します。しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に該当することになります。

【土木一式工事に該当する工事の例】（作業内容等によって各専門工事に該当する場合があります）

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、ダム工事、水路工事、管渠工事、地下工作物工事、鉄道軌道工事、干拓工事、上水道（公道下本管）配水管工事

上記の土木工作物の解体工事

Q 8. 建築一式工事とはどのようなものですか。

A 8. 建築一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて建築物を作る（解体する）工事で、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。

例えば、一般に「リフォーム工事」といわれる工事の多くは専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

建築確認を要する増改築など、大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【建築一式工事に該当する工事の例】

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事、大規模建築物（ビル・ショッピングモール等）の解体工事

Q 9. 一式工事の許可を持っていれば、関係する工事は何でも施工できますか。

A 9. できません。

土木・建築一式工事の許可のみを有する建設業者が 500 万円以上の専門工事を請け負うことはできません。個別の専門工事の許可が必要です。

例えば土木工事業許可のみを有する建設業者は、500 万円に満たない軽微な建設工事を除くとび・土工工事や舗装工事などの専門工事を請け負うことはできません。

同様に、建築工事業許可のみを有する建設業者は軽微な建設工事を除く大工工事や内装仕上工事、屋根工事などの専門工事を請け負うことはできませんのでご注意ください。

Q10. 土木や建築の一式工事を請け負い、その一部又は全部の専門工事を下請に施工させず、自社で施工することはできますか。

A10. 一式工事のなかに含まれる専門工事が、500 万円に満たない規模（軽微な建設工事）である場合は可能です。

また、専門工事部分が 500 万円以上となった場合でも、専門技術者を配置すれば自社施工が可能です。専門技術者とは、その工事について主任技術者となることのできる資格を持つ者です。主任技術者の資格については P81～を参照してください。

なお、専門工事のなかに含まれる附帯工事部分についても、同様に、自社施工する場合は専門技術者の配置が必要です。

Q11. 土木一式工事や建築一式工事を下請で施工することはできますか。

A11. 公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。ただし、民間工事であっても共同住宅の新築工事では禁じられています。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものです。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

Q12. 手引きに例示のない専門工事のため、どの建設工事にあたるのかわかりません。	
A12. 建設・不動産業課にご相談ください。 主なものをあげると次のとおりです。	
工事の内容	業種
リフォーム工事	・増築や改築を伴う工事は建築一式工事（原則元請） ・内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事 ・その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、管工事など）
ソーラーパネル設置工事	・温水器利用目的の場合は管工事 ・発電目的の場合は電気工事
電気使用量モニタリング機器取付工事	・電気使用量を計測しその情報を表示・記録する機器を配線に設置する場合は電気工事 ・計測した電気使用量の情報を送信し遠隔地等で表示・記録する機器を設置する場合は電気通信工事
サイディング取付工事	・エコタイル、窯業系サイディングの場合はタイル・れんが・ブロック工事 ・金属系サイディングの場合は板金工事
スプリンクラー設置工事	・スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事 ・管路のみを請け負った場合は管工事
工事現場の土砂の撤去	・土砂を運搬するのみであれば工事ではない。 ・撤去後、土砂のあった場所を造成のために地ならしする作業を請け負っている場合はとび・土工工事
アスベスト撤去工事	・構造躯体の撤去等まで及ぶものは建築一式工事 ・吹き付けアスベストの撤去で、除去剤や飛散防止剤を塗布する工事であれば塗装工事 ※アスベスト撤去工事でも、このほか内装工事、左官工事などに該当する場合もあるので、建設・不動産業課にご相談ください。

ウ. 許可申請の手続きに関する事項

Q13. 同時に2種類の業種で許可を申請すると、手数料も2倍の10万円がかかりますか。	
A13. 手数料の金額は、業種の数ではなく、追加しようとする建設業が一般と特定の両方か、それともいずれか一方かということで変わります。 2業種とも一般または特定であれば5万円、一方が一般、一方が特定であれば10万円になります。 ※業種追加、般・特新規、およびこれらと同時に更新を申請する場合（申請区分3、4、6～9）は、手数料の計算を間違えやすいので、事前によく確認してください。	

Q14. 更新の許可申請を忘れていて、有効期間が満了してしまいました。 今からでも更新の申請はできますか。	
A14. 原則として更新の許可申請は、有効期間が満了する 30 日前 までです。この期日を過ぎた場合、理由を付記した始末書（任意様式）の添付が必要です。 また、有効期間を1日でも過ぎてしまった場合は、更新の許可申請をすることはできません。許可が必要な場合は、あらためて新規で許可を申請してください。 新たに許可を取りなおすことになるため、許可番号も変わってしまいます。	

Q15. 更新＋業種追加（般・特新規）の許可申請が、許可の有効期間満了の 60 日前までに間に合わないのですが。
A15. 有効期間満了の 60 日前まででなければ申請できません。 60 日前までに申請できない場合は、業種追加（般・特新規）の申請書と更新の申請書を別々にして申請していただきます。

Q16. 許可は申請してからどれくらいで受けられますか。
A16. 千葉県知事許可に関する標準処理期間は 45 日です。 ただし、申請に対する審査の中で、申請書類等の補正や技術者の在籍状況確認等により 45 日以上期間がかかることがあります。 なお、更新申請についても上記によりますので、更新前の許可の満了日前に審査が終わるとは限りませんが、審査中の場合は、法律上、従前の許可（更新前の許可）が引き続き有効となる取扱です。

Q17. 建設業許可の通知書を失くしてしまいました。再発行できますか。
A17. 再発行できません。 代表者や商号に変更があっても、許可通知書はあらためて発行しません。許可があることの証明がほしい場合や、変更を反映した文書が必要な場合には、P75 を参照し、許可証明書を請求してください。

Q18. 同一業種について、一般建設業から特定建設業（又は特定建設業から一般建設業）許可に変更するのに伴い専任技術者が A 氏から B 氏となる場合、専任技術者の変更届は必要でしょうか。
A18. 必要です。 このような場合、A 氏の当該業種の専任技術者としての登録を削除する必要がありますが、専任技術者が不在となる期間が生じるのを避けるため、A 氏の削除と同時に B 氏を専任技術者とする事となります。 (例) 一般建設業許可を有する業者が、同一業種について専任技術者の変更（A 氏→B 氏）を伴う般・特新規申請を行う場合 ①専任技術者の変更届：A 氏（一般の専技）→B 氏（一般の専技） ②般・特新規申請：B 氏（一般の専技）→B 氏（特定の専技） 但し、同一業種について特定建設業許可から一般建設業許可に変更する場合において、B 氏が一般建設業の専任技術者としての資格しか有しないときは、特定建設業について廃業届を提出し、新たに一般建設業の許可を取得する必要があります。（P9 参照）

エ. 身分証明書・登記されていないことの証明書・登記事項証明書（商業登記簿）等に関する事項

Q19. 取締役が外国籍のため、身分証明書を取得することができません。
A19. 身分証明書については、外国籍の方は提出不要です。 なお、住民票については、平成 24 年 7 月 9 日から、外国籍の方も取ることができるようになりましたので、日本国籍の方と同じく、提出していただくこととなります。

Q20. 非常勤取締役が外国に居住しているため、住民票を取得することができません。
A20. 住民票に代えて戸籍抄本及び戸籍の附票を提出してください。

Q21. 千葉県内に実際に居住していますが、住民票を前住所地の他県から異動していません。
A21. 法律上の届出義務を履行してください。 特に住所は、経管の常勤性、専技の専任性を認定する資料となります。なお、住民票の異動が間に合わないなどの場合は、居住の実態が確認できる資料の提出があれば常勤、専任の確認ができる場合がありますが、次回以降の申請では認められません。 一方、異動しない正当な理由がある場合は、居住の実態が確認できる資料に加え、 ①異動しない正当な理由、及び②この理由が正当であることを実際に居住している場所の市区役所（町村役場）に確認した旨の申立書を提出してください。 また、当該人物に関する必要書類（経營業務の管理責任者又は専任技術者、令3条に規定する使用人に該当する場合は、それに関する書類も含む）の住所の記載欄については、居所を記載してください。

オ. 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）及び専任技術者に関する事項

（１）「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）」（以下経管とする）に関する事項

①経営経験に関する事項

Q22. 経管の経営経験とは、どのような経験ですか。
A22. 建設業を営む法人の役員、個人の事業主又は支配人、あるいは許可業者における令第3条の使用人等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等について総合的に管理してきた経験をいいます。 なお、ここでの「役員」には、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

Q23. 個人事業主として許可を受けた親族のもとで働いていた経験は、経管の経営経験として認められますか。
A23. 法務局で支配人の登記（商法第22条）をしていた場合は認定できます。支配人として登記していない場合であっても、確定申告での事業専従者になっていた期間が6年以上あれば、「経營業務の補佐経験」として、該当する業種での5年間の経営経験として認定することができます。 なお、事業の経営補佐に専従していたものの、確定申告書で事業専従者になっていなかった場合は、源泉徴収票と所得証明書により、従業員として専任技術者の実務経験は認められる可能性がありますが、経営経験を客観的に証明することができないため、「経營業務の補佐経験」としては認められません。

Q24. 建設業を営む株式会社において非常勤取締役としての経験がありますが、経管の経験として認められますか。
A24. 千葉県では認めています。 ただし、経管となる場合には、経営経験のほか、当該事業者での常勤性が求められるのでご注意ください。

Q25. 不動産業を営み、建売住宅の建築を自社で施工してきましたが、その経験は経管の経験として認められますか。
A25. 認められません。 経管の経験とは、建設工事の請負契約を結び、施工に必要な資金の調達や技術者の配置等に従事することを指すものです。 建売住宅の自社施工は不動産業の範囲内であるため、建設業における経營業務の経験とはいえません。

②常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書に関する事項

Q26. 解散や清算結了、吸収合併によりすでに消滅している法人での経験、既に死亡した個人事業主の下での経験や、事情により本来の証明者に証明いただけない場合の経験を証明したいのですが、どのように証明すればよいですか。

A26. 消滅した法人等、本来の証明者からの証明を得られない場合、様式の備考欄にその旨記載し、証明者欄に当時の商号、住所、被証明者の役職名（元取締役等）、被証明者の氏名を記載し証明書を作成してください。但し、手引 P48 記載の経験確認資料が提出され、経験期間中に役員であった事が確認できる場合に限りです。

死亡した個人事業主の下での経験については、様式の備考欄にその旨記載し、証明者欄に当時の商号、住所、元専従者〇〇（被証明者名）を記載し証明書を作成してください。但し、手引 P48 及び P50 記載の経験確認資料が提出され、経験期間中に当該個人事業主の専従者であった事が確認できる場合に限りです。

Q27. 役員としての経験年数は数十年ありますが、**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）**証明書の「経験年数」欄にはそのすべての期間を記入するのですか。

A27. 確認資料を提出した期間や、建設業許可を受けていた期間など、経験を証明できる期間のみを記入してください。

Q28. 既に証明している経營業務の管理責任者としての経験と同一内容を再度証明する場合、再度証明者から証明をもらう必要がありますか。

A28. 申請者が同一の場合に限り、既に証明済みの経験について、過去提出した許可申請書又は変更届出書（受付印のあるものに限る）及び**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）**証明書の写しを提出したうえで、**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）**証明書を証明者欄を除き全て同じ記載をする事で再度の証明は不要となります。

③常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書の経営経験の確認資料に関する事項

Q29. 以前に経營業務管理責任者に就任するにあたり、提出した 常勤役員等（経營業務の管理責任者等） 証明書と同一の証明内容で、他者の経管になるときは確認資料を省略してもいいですか。
A29. 原則としてあらためて確認資料を提出していただきます。ただし、 （１）以前に取得していた許可が千葉県知事許可の場合 許可申請又は変更届出の際に経管の経験が認定されていた場合は、その当時に提出していた許可申請書又は変更届出書（受付印のあるものに限る）及び 常勤役員等（経營業務の管理責任者等） 証明書の写しが提出されれば、契約書等の確認資料は省略できることとしています。 （２）以前に取得していた許可が千葉県知事許可以外の場合 ただちに経管の経験を認定することはできませんので、建設・不動産業課にご相談ください。
Q30. 所得税の確定申告書を紛失してしまった場合はどうすればいいですか。
A30. 紛失した年の市町村の所得証明を取得できるか確認してください。 取得できない場合でも、該当年に施工した相手方の異なる契約書等を２件以上提出できれば、それで可とします。
Q31. 複数の工事について一括して入金があり、一見したところ証明しようとする工事の入金かどうか判明しない場合には、どうすればいいですか。
A31. その入金の内訳について確認でき、証明しようとする工事の金額がその内数であることが分かる場合には、入金が確認できたものとします。
Q32. 個人の事業主の経営経験の確認資料である所得税の確定申告書に税務署の受付印がありませんが、どうすればいいですか。
A32. 市町村や青色申告会の受付印でも可としています。電子申告についてはQ42を参照してください。 上記に該当しない場合には、所得税の確定申告書の写しに加え、 ①所得証明書 ②所得税の振込済通知書等 ③所得税の納税証明書 のいずれかの添付が必要です。

(2) 専任技術者に関する事項

① 専任技術者の資格に関する事項

Q33. 民間資格は専任技術者の資格として認められますか。

A33. P115～120 に記載されている資格のみ認められます。このうち、民間資格は資格コード 61～63 のみです。

Q34. 建設業許可申請の手引の有資格コードの一覧に記載されている資格であれば、実務経験は不要ということですか。

A34. 一般建設業における一部の資格については、資格と実務経験の両方が求められています(2 級技能士、第 2 種電気工事士など)。

また、P115～120 の有資格コードが「5」又は「8」の資格については、資格又は実務経験証明書に加えて指導監督の実務経験証明書が必要です。

Q35. 職業能力開発促進法に定める技能検定である鋼橋塗装技能検定の 1 級、2 級の合格者は、専任技術者の有資格者として認められますか。

A35. 認められます。

有資格コード 88 の「塗装・木工塗装・木工塗装工」のうちの「塗装」に該当します。

② 専任技術者の実務経験証明書に関する事項

Q36. 事情により本来の証明者に証明してもらえない場合の経験を証明したいのですが、どのように証明すればよいですか。

A36. ①自己による証明の場合

Q25 と同様の方法で証明書を作成してください。但し、手引 P60 記載の確認資料に加え、年金の加入記録等、経験期間中の常勤性を確認できる書類を添付してください。

なお、登記簿謄本に記載がある事のみをもって常勤性を確認することはできません。

②すでに消滅した法人の代表者だった者に証明してもらう場合

証明者欄に消滅した法人の商号、所在地、元代表取締役〇〇等と記載し、証明書を作成してください。但し、上記①の確認資料に加えて、証明者が代表者であったことを確認できる登記簿謄本が必要です。なお、証明者欄に元代表者の実印が押印されている場合は、経験期間中の常勤性を確認する資料については省略できることとします。

Q37. 実務経験は、直近の連続した 10 年間の経験が必要なのでしょうか。

A37. 直近ではなく、過去の経験でもかまいません。

また、連続した 10 年の経験ではなく、実務経験の期間が不連続であっても、合計 10 年間あれば要件を満たしたものとします。

(例：平成元年～5 年、平成 10 年～14 年で合計 10 年間の経験を証明すれば認められる)

なお、特定建設業許可で指導監督の実務経験が必要な場合は、契約書等に記載された工期の期間しか認められません。

Q38. 職業訓練学校でP121にある指定学科を卒業しましたが、専任技術者になるための実務経験は3年で足りますか。
A38. 卒業後3年の実務経験で専任技術者の資格を得ることができるのは、学校教育法に定める大学、高等専門学校（及び旧制の学校でそれらの前身のもの）、専修学校（専門士・高度専門士）に限られます。 職業訓練学校は、これらに当たらないため、10年の実務経験が必要です。

Q39. 指導監督の実務経験証明書については、1年に1件の確認資料（契約書等）の提出で1年間の経験が認められますか。
A39. P36に記載のとおり、契約書等に記載された工期の期間しか認められません。

Q40. 以前に実務経験証明書を提出し、専任技術者として登録していました。その後、同じ業種で他者の専任技術者になるときは確認資料を省略してもいいですか。
A40. 原則としてあらためて確認資料を提出していただきます。ただし、 （１）以前に取得していた許可が千葉県知事許可の場合 許可申請又は変更届出の際に実務経験が認定されていた場合は、その当時に提出していた①許可申請書又は変更届出書（受付印のあるものに限る）、②専任技術者証明書、③実務経験証明書の写しが提出されれば、契約書等の確認資料は省略できることとしています。 （２）以前に取得していた許可が千葉県知事許可以外の場合 ただちに実務経験を認定することはできませんので、建設・不動産課にご相談ください。

(3) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）及び専任技術者の専任性に関する事項

① 常勤性（専任性）の一般的事項

Q41. 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）（専任技術者）が他の会社の代表取締役を兼ねている場合には常勤性（専任性）が認められますか。

A41.

(1) 他の会社が現在も事業を継続中の場合

他の会社において複数の代表取締役がおり、次の証明書類によりその会社に非常勤であることが証明できる場合で、申請会社での常勤性が確認できれば**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）（専任技術者）**に就任できることとしています。

①他の代表取締役による非常勤証明書

②その会社の登記事項証明書

非常勤であることが証明できない場合（代表取締役が一人の場合など）は申請会社での常勤性を認めることはできません。

(2) 他の会社が倒産し、破産宣告を受けている場合

破産宣告の決定があった時点で事実上代表取締役を含む取締役の権限は消滅したと考へ、申請会社での常勤性が確認できれば、**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）（専任技術者）**に就任できることとしています（登記事項証明書等で破産宣告の事実を確認できた場合）。

(3) 他の会社が休業中の場合

申請会社での常勤性の確認資料のほか、以下の証明資料が提出された場合には、申請会社での**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）（専任技術者）**に就任できることとしています。

①他社の直近の履歴事項全部証明書

②税務官署（税務署、県税事務所、市町村）に提出した廃業届、法人の設立等報告書、休業届等の写し

③他社の現況について説明する申立書（他社の代表者が作成）

④申請会社の**常勤役員等（経營業務の管理責任者等）（専任技術者）**である期間中は、下記について了解し違背しない旨を記載した誓約書（経管個人が作成）

- ・申請会社の許可取得後、他社の常勤の取締役として事業を再開することはないこと
- ・また、他社の清算を行う場合は、清算人に就任にすることはないこと

Q42. 入社してまだ数ヶ月であるため、P52 の書類が提出できません。国民健康保険証の写しで常勤性（専任性）を証明できますか。

A42. 会社との関係がわかる客観的な書類（P52 参照）の提出が原則必要です。当該法人で健康保険の加入手続き、住民税の特別徴収手続きがされていれば、それが確認できる書類を併せて添付してください。

② 法人税の確定申告書・役員報酬欄に関する取扱い

Q43. 国税電子申告・納税システム（e-Tax）で申告したため、税務署の受付印のある法人税の確定申告書がない場合はどうすればいいですか。

A43. e-Tax を利用して申告を行うと、電子データ送信後、システム内のメッセージボックスに受信通知（送付データ受付のメッセージ：提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの）が届くので、これを確定申告書に添付してください。

Q44. 取締役の報酬が 200 万円未満ですが、常勤性を認めてもらうことはできますか。

A44. 200 万円未満の場合には、所得証明により、他に給与所得や営業所得がない場合には、常勤性を認めることとしています。

なお、他に所得があっても、年金所得、農業所得、不動産所得等に関しては、特段の事情がない限り常勤性を阻害しないものと考えています。

③ 保険証等について

Q45. マイナンバーカードの保険証利用等により保険証に会社名が記載されていない場合、他の確認資料を提出する必要がありますか。

A45. 被保険者証に記載された会社名と対象者の氏名、生年月日によって常勤性を確認しており、会社名が書かれていない場合は他の確認資料が必要です。

また、健康保険の被保険者証であっても会社名が記載されていない場合は健康保険被保険者資格取得届の写しなど、他の確認資料が必要です。

カ. 健康保険等の加入状況に関する事項

(1) 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）の記載要領

① 営業所の名称欄について

Q46. 営業所の名称欄の記載方法について

A46. 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二（営業所一覧）に記載した順に記載してください。（建設業の営業を行わない支店等は不要。）

② 従業員数について

Q47. 従業員数について

A47. 法人にあってはその役員（非常勤役員含む）、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載してください。

そのため、建設業に従事している使用人数を記載する様式第四号の使用人数と異なる場合があります。

また、従業員数には、非常勤役員（他社の健康保険加入を含む）やパート従業員等も含め記載してください。

非常勤役員やパート従業員等について、保険加入が必要かどうかは、年金事務所及びハローワークにお問い合わせください。

参 考

(1) 短時間労働者等について

①健康保険、厚生年金の場合

所定労働時間及び所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事する就労者と比べて概ね4分の3以上の場合、加入の対象となります。

※下記のいずれかに該当する者は除く。

ア：臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人

イ：臨時に2ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人

ウ：季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人

エ：臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

②雇用保険の場合

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、以下のいずれかにも該当する場合には、原則として被保険者となります。

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 31日以上雇用見込みがあること

③ 保険加入の有無及び事業所整理記号等について

Q48. 健康保険の適用事業所及び様式第7号の3の記載方法について

A48. 法人または家族従事者以外に常時5人以上の者を使用する個人事業所については、健康保険の適用事業所となり加入が必要です。

適用事業所に該当する建設業者で、保険加入している場合は健康保険の欄に「1」を、適用が除外される場合は「2」を、本店一括適用の承認に係る営業所は「3」を記載してください。

事業所整理記号等には、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。

組管掌健康保険に加入している場合、健康保険組合名を記載してください。

また、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険欄に適用除外の「2」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（健康保険部分抜粋）

①全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
1			健康保険	00ーチバ 1 2 3 4 5
			厚生年金保険	
			雇用保険	

②組管掌健康保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
1			健康保険	〇〇健康保険組合
			厚生年金保険	
			雇用保険	

③適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
2			健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

⑤建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
2			健康保険	〇〇建設国民健康保険組合
			厚生年金保険	
			雇用保険	

※国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）と全国健康保険協会の両方に加入している事業所の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
1			健康保険	00ーチバ 1 2 3 4 5
			厚生年金保険	
			雇用保険	

Q49. 厚生年金保険の適用事業所及び様式第7号の3の記載方法について

A49. 法人または家族従事者以外に常時5人以上の者を使用する個人事業所については、厚生年金保険の適用事業所となり加入が必要です。

適用事業所に該当する建設業者は、「厚生年金保険」の加入が必要となり、加入している場合は、厚生年金保険の欄に「1」を、適用が除外される場合には「2」を、一括適用の承認に係る営業所については「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（厚生年金保険部分抜粋）

①厚生年金保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	1		健康保険	
			厚生年金保険	00ーチバ 1 2 3 4 5
			雇用保険	

②適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	2		健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

Q50. 雇用保険の適用事業所及び様式第7号の3の記載方法について

A50. 雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、次に該当する場合には、原則として被保険者となります。

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 31日以上雇用見込みがあること

雇用保険に加入している場合は、雇用保険の欄に「1」を、適用が除外される場合には「2」を、本店一括適用の承認に係る事業所は「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（雇用保険部分抜粋）

①雇用保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		1	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	1234567890101

②適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		2	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

参 考

雇用保険の適用除外について

○法人の役員（取締役）について

株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。

ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有し、服務態様、賃金等の面から労働者の性格の強いものであって、雇用関係が認められる者に限り被保険者となります。

①代表取締役は被保険者になりません。

②監査役は原則として被保険者になりません。

○合名会社、合資会社、合同会社の社員について

株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。

○有限会社の取締役について

有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。

○事業主と同居している親族について

原則として被保険者となりません。

ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。

①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること

②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること

③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと

※詳細については、ハローワークにお問い合わせ下さい。

Q51. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料について、全てまたは一部が未納です。 様式7号の3の保険加入の有無の欄は、どのように記載すればいいですか。
A51. 保険加入の有無の欄には、「1」と記載してください。

(2) 健康保険等の加入状況の確認資料に関する事項

Q52. 健康保険、厚生年金の保険料について、口座振替で引き落とししています。 確認資料は、どのような書類になりますか。
A52. 口座振替の場合、許可申請時直前の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写しを添付してください。

Q53. 健康保険について、適用除外となる建設業に係る国民健康保険組合に加入しています。 この場合、建設業に係る国民健康保険組合に加入していることがわかる確認資料は、必要ですか。
A53. 必要です。 確認資料については、P53を参照してください。

Q54. 雇用保険について、役員のみ（又は同居の親族である従業員や短時間労働者にあたる従業員のみ雇用）の事業所のため、雇用保険の加入義務がありません。

この場合、様式7号の3の保険加入の有無の欄には、どのように記載すればいいですか。

A54. 保険加入の有無の欄には、「2」と記載してください。

雇用保険の適用除外については、Q49を参照してください。

記載方法について、役員のみ、又は 役員+同居の親族である従業員、短時間労働者にあたる従業員のみ雇用している場合は従業員数と（ ）内人数が同数となるよう以下の通り記載してください。

営業所の名称	従業員数
本店	6人 (6人)

非常勤役員等も含めた全ての従業員数を記載。

役員に加え同居の親族である従業員、短時間労働者にあたる従業員を含めた従業員数を記載。

Q55. 雇用保険について、保険料を口座振替しています。 労働局から送られてくる「労働保険料等の口座振替納付のお知らせ」のハガキしかありません。確認資料は何が必要ですか。
A55. 「労働保険料等の口座振替納付のお知らせのハガキ」の写しを添付してください。

Q56. 雇用保険について、労働保険事務組合に事務処理を委託しています。 この場合、確認資料は何が必要ですか。
A56. 労働保険事務組合が発行している雇用保険の領収書の写しを添付してください。

Q57. 労働保険の手続きを郵送又は銀行や郵便局から行ったため、申告書（労働保険概算・確定保険料申告書）の事業所控えに労働局の受付印がありません。

この場合、確認資料は何が必要ですか。

A57. 申告した保険料の領収書の写しを添付してください。

Q58. 労働保険の手続きを郵送で行った際に、申告書（労働保険概算・確定保険料申告書）の事業所控えも一緒に送ってしまい申告書の控えがありません。

確認資料はどうすればいいですか。

A58. 申告した保険料の領収書の写しを添付してください。

Q59. 労働保険の申告した保険料の領収書を紛失してしまいました。

確認資料はどうすればいいですか。

A59. 労働局が発行している労働保険料納付証明書の写しを添付してください。

キ. その他

（１）財産的基礎・財務諸表

Q60. 個人事業主の財務諸表で自己資本が 500 万円以上あることが確認できる場合でも、残高証明書を提出する必要はありますか（一般建設業の申請）。

A60. 個人事業開始時の開始貸借対照表で確認した場合には提出する必要がありますが、所得税の確定申告に基づく財務諸表（事業開始後最初の決算期以降）で確認した場合には提出不要です。

Q61. 休業していた会社が事業を再開し、再開後最初の決算期が未到来の場合、財務諸表はどのようなものを添付しますか。また、財産的基礎の確認資料は必要ですか（一般建設業許可の申請の場合）。

A61. 財務諸表は開始貸借対照表でよいものとします。ただし、開始貸借対照表で純資産が 500 万円以上あっても残高証明書等の確認資料は必要です。

Q62. 許可の申請や事業年度終了届に添付する財務諸表は、税務署の確定申告の際に作成した財務諸表をそのまま添付してもいいですか。

A62. 添付できません。

建設業許可における財務諸表は、税務署に提出したものと勘定科目等が異なります。所定の様式の財務諸表を添付してください。

(2) 納税証明書について

Q63. 法人で登記上の本店の所在地が他の都道府県にある場合で、主たる営業所が千葉県にあるため千葉県知事許可を取得したいのですが、納税証明書は本店の所在地の都道府県の法人事業税のものでよいのでしょうか。

A63. 県内の営業所所在地を管轄する県税事務所の納税証明書を提出する必要があります。営業所が複数の都道府県にある場合、法人事業税の申告をそれらの都道府県すべてで行う義務があります。

移転後最初の決算期が到来していない場合には、県税事務所に提出した、県内に事業所を開設した旨の『法人の設立等報告書』の写しを添付してください。

Q64. 提出していなかった決算の終了届（事業年度終了届）を、更新にあたって5年分まとめて提出するのですが、事業税の納税証明書が3年分しか取れません。どうすればよいのでしょうか。

A64. 提出できない年度については、理由を付記した始末書（任意様式）を届出者が作成し、提出してください。なお、法定の期限内に届出がない場合や、虚偽の記載をしたときは、罰則の適用や監督処分の対象となります。遺漏・遅滞のないよう十分注意してください。

Q65. 所得税の確定申告を終え、4月末までに事業年度の終了届を提出しようとしたのですが、個人事業税の納税証明書が前年度のものしか取得できません、どうすればよいのでしょうか。

A65. 事業年度終了届の提出期限が事業年度終了後4ヶ月以内（個人事業主の場合は4月末まで）とされているのに対し、個人事業税の課税が8月上旬、第1期の納付期限が8月末、第2期の納付期限が11月末となっているためにこのようなことが起こります。

したがって、個人事業税の課税が行われる前に事業年度終了届を提出する場合に添付する納税証明書は、前年度のものを添付すればよいとしています。

(3) その他

Q66. 取締役の退任に関する変更の届出の際添付する登記事項証明書は、現在事項証明書でよいのか。

A66. 退任したことが分かる旨の登記事項証明書を求めているので、履歴全部証明書を添付してください。

なお、数年前の退任を届け出る場合や、退任と同時に有限会社から株式会社に組織変更を行っている場合などは、履歴事項証明書では取締役の退任が確認できませんので、退任が確認できる閉鎖事項証明書（閉鎖登記簿謄本）を添付していただくことになります。

Q67. 営業所の写真はどのようなものを提出すればいいですか。

A67.

- ・建設業の営業所として実態が備えられていることが確認できる必要があります。
- ・写真の撮影日付に指定はありませんが、できるだけ最近撮影した営業所の現在の実態を確認できる写真を提出してください。
- ・写真は、建物の全景、営業所の入口、営業所の内部（全体がわかるもの）、建設業の許可票（許可換え新規や営業所の移転の場合）が必要です。
- ・鮮明であればデジタルカメラで撮影したものを印刷してもかまいません。
- ・看板・表札がない場合には、新たにそれらを作って撮影する必要はありません。

Q68. 許可がいつ取得できるか知りたいのですが。

A68. 千葉県では、特に補正等が無い場合であれば、申請から許可まで標準的な事務処理期間を45日間としています。

補正が無いのに上記期間を経過した場合等については、管轄の土木事務所又は建設・不動産課にお問い合わせください。

Q69. 変更届や事業年度終了届の提出状況が確認したいのですが。

A69. 建設・不動産課内に閲覧所を設けていますので、原則として来庁の上で確認してください。閲覧所についてはP131を参照。

(4)建設業の有資格コード一覧表

(ア) 一般建設業の有資格コード一覧表

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）1／3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年） 「7○」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	心	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士	7				7								7																
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7								7																
	13 1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※		7※	7	7	7				7	7※		7※		7※		7※		7	7※	7		
	1H 1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※				7※	7※		7※		7※		7※		7※	7※	7※	7※	
	14 2級土木施工管理技士	種別	土	本	7		7○	7	7	7○		7○	7	7○	7	7		7○	7○		7○		7○		7○		7○	7	7○	7
	1J 2級土木施工管理技士補		土	本			7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○	7○	7○	7○	7○
	15 2級土木施工管理技士		鋼	構	造	物	造	装				7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○	7○	7○	7○	
	1K 2級土木施工管理技士補		鋼	構	造	物	造	装				7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○	7○	7○	7○	
	16 2級土木施工管理技士		薬	液	注	入				7○	7	7	7○		7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○	7○	7○	7○	
	1L 2級土木施工管理技士補		薬	液	注	入				7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○		7○		7○		7○		7○	7○	7○	7○	
	20 1級建築施工管理技士				7	7	7	7	7		7	7	7				7	7	7	7※	7					7	7※	7※	7※	7
	2C 1級建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※		7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※	7※					7※	7※	7※	7※	7※
	21 2級建築施工管理技士	種別	建	築		7	7○	7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
	22 2級建築施工管理技士補		施	工		7	7○	7○	7○	7○		7	7	7		7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
	23 2級建築施工管理技士補		仕	上	げ		7	7	7○	7	7		7	7○		7	7	7	7	7○	7					7	7○	7○	7○	7○
	2D 2級建築施工管理技士補				7○	7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○
	27 1級電気工事施工管理技士								7												7※							7※		
	2E 1級電気工事施工管理技士補																				7※							7※		
	28 2級電気工事施工管理技士								7												7○							7○		
	2F 2級電気工事施工管理技士補																				7○							7○		
	29 1級管工事施工管理技士									7		7※	7※	7※							7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	
	2G 1級管工事施工管理技士補											7※	7※	7※							7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	
	30 2級管工事施工管理技士									7		7○	7○	7○							7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	3A 2級管工事施工管理技士補											7○	7○	7○							7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	31 1級電気通信工事施工管理技士																						7							
	32 2級電気通信工事施工管理技士																						7							
	33 1級造園施工管理技士					7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7	7	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
	3D 1級造園施工管理技士補					7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7	7	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
	34 2級造園施工管理技士					7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7	7	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○
	3E 2級造園施工管理技士補					7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7	7	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○
建築士法	37 1級建築士		7	7				7			7	7								7										
	38 2級建築士		7	7				7			7									7										
	39 木造建築士			7																										
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）	7			7			7					7	7											7				7	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7			7				7	7	7											7				7	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																									
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）																							7						
	45 機械・総合技術監理（機械）																						7							
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）																						7							
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）																										7			
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																										7	7		
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7																									
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									7				
51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																					7					
52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																														
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																											7			
54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																											7	7		
電気工事士法	55 第1種電気工事士								7																					
	56 第2種電気工事士【3年】								7																					
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）								7																					
電気通信事業法	59 電気通信主任技術者																								7					
	35 工事担任者																								7					
水道法	65 給水装置工事主任技術者								7																					
消防法	68 甲種 消防設備士																											7		
	69 乙種 消防設備士																											7		
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	心	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	清	解

工事担任者は、「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の両方又は「総合通信」の資格者証の交付を受けた者に限る

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	調	筋	筋	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	消	解	
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格した者は実務経験1年以上。	71	建築大工			7																										
	64	型枠施工			7		7																								
	72	左官				7																									
	57	とび・とび工					7																							7	
	73	コンクリート圧送施工					7																								
	66	ウェルポイント施工					7																								
	74	冷凍空調機器施工・空調設備配管								7																					
	75	給排水衛生設備配管								7																					
	76	配管（注1）・配管工								7																					
	70	建築板金「ダクト板金作業」						7		7							7														
	77	タイル張り・タイル張り工									7																				
	78	窯炉・窯炉工・れんが積み									7																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7		7																					
	80	石工・石材施工・石積み						7																							
	81	鉄工（注2）・製錬										7																			
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																		
	83	工場板金																7													
	84	板金・建築板金・板金工（注4）							7									7													
	85	板金・板金工・打出し板金																	7												
	86	かわらぶき・スレート施工							7																						
87	ガラス施工																	7													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		7												
89	建築塗装・建築塗装工																			7											
90	金属塗装・金属塗装工																				7										
91	噴霧塗装																					7									
67	路面標示施工																			7											
92	農製作・農工																				7										
93	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・表装・表具・表具工																				7										
94	熱絶縁施工																					7									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																						7				7				
96	造園																							7							
97	防水施工																		7												
98	さく井																									7					

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	消	清	解		
61	地すべり防止工事					7																					7					
40	基礎くい工事					7							7																			
62	建築設備士									7	7																					
63	計装									7	7																					
60	解体工事																														7	
36	登録電気工事基幹技能者									7													7									
	登録橋梁基幹技能者					7							7																			
	登録造園基幹技能者																								7							
	登録コンクリート圧送基幹技能者					7																										
	登録防水基幹技能者																				7											
	登録トンネル基幹技能者					7																										
	登録建設塗装基幹技能者																			7												
	登録左官基幹技能者					7																										
	登録機械土工基幹技能者					7																										
	登録海上起重基幹技能者																															
	登録PC基幹技能者					7							7																			
	登録鉄筋基幹技能者													7																		
	登録圧入基幹技能者													7																		
	登録型枠基幹技能者					7																										
	登録配管基幹技能者													7																		
	登録腐・土工基幹技能者					7																										
	登録切断穿孔基幹技能者					7																										
	登録内装仕上工事基幹技能者																								7							
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																												7			
	登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																				
	登録建築板金基幹技能者																															
	登録外壁仕上基幹技能者					7																						7	7			
	登録ダクト基幹技能者																															
	登録保温保冷基幹技能者																															
	登録グラウト基幹技能者					7																										
	登録冷凍空調基幹技能者																															
	登録運動施設基幹技能者					7																						7				
登録基礎工基幹技能者					7																											
登録タイル張り基幹技能者																																
登録標識・路面標示基幹技能者					7																											
登録消火設備基幹技能者																														7		
登録建築大工基幹技能者					7																											
登録硝子工事基幹技能者																																
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注7） 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

特定建設業指定了業種

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 貝 水 溝 溝 溝

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	員	水	消	清	
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71 建築大工			8																									
	64 型枠施工			8		8																							
	68 型枠施工（附則第4条該当）			8		8																							
	72 左官				8																								
	57 とび・とび工					8																						8	
	73 コンクリート圧送施工						8																						
	66 ウェルポイント施工						8																						
	74 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
	75 給排水衛生設備配管																												
	76 配管（注1）・配管工																												
	70 建築板金「ダクト板金作業」						8									8													
	77 タイル張り・タイル張り工										8																		
	78 築炉・築炉工・れんが積み										8																		
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																		
	80 石工・石材施工・石積み						8																						
	81 鉄工（注2）・製錬																												
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																
	83 工機板金																8												
	84 板金・建築板金・板金工（注4）							8									8												
	85 板金・板金工・打出し板金																8												
86 かわらぶき・スレート施工							8																						
87 ガラス施工																8													
88 塗装・木工塗装・木工塗装工																	8												
89 建築塗装・建築塗装工																	8												
90 金属塗装・金属塗装工																	8												
91 噴霧塗装																	8												
67 路面標示施工																8													
92 畳製作・畳工																		8											
93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		8											
94 断熱縁施工																				8									
95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
96 造園																													
97 防水施工																	8												
98 さく井																								8					

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	機	筋	し	板	刀	塗	防	内	機	通	面	井	昇	水	測	清	解
61	地すべり防止工事						8																8					
40	基礎ぐい工事						8																					
62	建築設備士																											
63	計装																											
60	解体工事																											8
36	登録電気工事基幹技能者																				8							
	登録橋梁基幹技能者						8																					
	登録造園基幹技能者																											
	登録コンクリート圧送基幹技能者						8																					
	登録防水基幹技能者																		8									
	登録トンネル基幹技能者						8																					
	登録建設塗装基幹技能者																		8									
	登録左官基幹技能者						8																					
	登録機械土工基幹技能者						8																					
	登録海上起重基幹技能者														8													
	登録PC基幹技能者						8						8															
	登録鉄筋基幹技能者													8														
	登録圧入基幹技能者													8														
	登録型枠基幹技能者						8																					
	登録配管基幹技能者																											
	登録舗・土工基幹技能者						8																					
	登録切断穿孔基幹技能者						8																					
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8								
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																							8				
	登録エクステリア基幹技能者						8	8			8														8			
	登録建築板金基幹技能者								8							8												
	登録外装仕上基幹技能者						8											8	8									
	登録ダクト基幹技能者																											
	登録保温保冷基幹技能者																				8							
	登録グラウト基幹技能者						8																					
	登録冷凍空調基幹技能者																											
登録運動施設基幹技能者						8																						
登録基礎工基幹技能者						8																						
登録タイル張り基幹技能者											8																	
登録標識・路面標示基幹技能者						8											8											
登録消火設備基幹技能者																										8		
登録建築大工基幹技能者						8																						
登録硝子工事基幹技能者																	8											
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	機	筋	し	板	刀	塗	防	内	機	通	面	井	昇	水	測	清	解

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：建築別棟法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(5) 指定学科一覧表

法第7条第2号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

技術検定種目と対応する指定学科（法第7条第2号ハ該当者、**指定建設業と電気通信工事業は除く**）

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(6) 市町村コード表

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
千葉市		市原市	12219	酒々井町	12322
中央区	12101	流山市	12220	栄町	12329
花見川区	12102	八千代市	12221	香取郡	
稲毛区	12103	我孫子市	12222	神崎町	12342
若葉区	12104	鴨川市	12223	多古町	12347
緑区	12105	鎌ヶ谷市	12224	東庄町	12349
美浜区	12106	君津市	12225	山武郡	
銚子市	12202	富津市	12226	九十九里町	12403
市川市	12203	浦安市	12227	芝山町	12409
船橋市	12204	四街道市	12228	横芝光町	12410
館山市	12205	袖ヶ浦市	12229	長生郡	
木更津市	12206	八街市	12230	一宮町	12421
松戸市	12207	印西市	12231	睦沢町	12422
野田市	12208	白井市	12232	長生村	12423
茂原市	12210	富里市	12233	白子町	12424
成田市	12211	南房総市	12234	長柄町	12426
佐倉市	12212	匝瑳市	12235	長南町	12427
東金市	12213	香取市	12236	夷隅郡	
旭市	12215	山武市	12237	大多喜町	12441
習志野市	12216	いすみ市	12238	御宿町	12443
柏市	12217	大網白里市	12239	安房郡	
勝浦市	12218	印旛郡		鋸南町	12463

(7) 勘定科目の分類

○建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件(昭和57年建設省告示1660号)

最終改正 令和4年4月11日国土交通省告示第473号

貸 借 対 照 表

科 目	摘 要
〔 資 産 の 部 〕	
I 流 動 資 産	
現 金 預 金	現 金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預 金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受 取 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完 成 工 事 未 収 入 金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金(税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有 価 証 券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未 成 工 事 支 出 金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材 料 貯 蔵 品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未完成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの
短 期 貸 付 金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる。
前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載することができる。
そ の 他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸 倒 引 当 金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
II 固 定 資 産	
(1) 有 形 固 定 資 産	
建 物 ・ 構 築 物	次の建物及び構築物をいう。
〔 建 構 物 〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備 土地に定着する土木設備又は工作物

機械・運搬具 （機械装置 船舶航空機 車両運搬具）	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。 建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品 （工具器具 備品）	次の工具器具及び備品をいう。 各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。） 各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地 リース資産	自家用の土地 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定 その他の	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出 他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産 特許権 借地権 のれん	有償取得又は有償創設したもの 有償取得したもの（地上権を含む。） 合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産 その他の	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。 有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産 投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金 （関係会社株式 関係会社出資金）	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金 破産更生債権等	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金 完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの
その他の 貸倒引当金	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。） 等他の投資その他の資産科目に属さないもの 長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費 開業費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用 土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）

〔 負 債 の 部 〕	
I 流 動 負 債	
支 払 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工 事 未 払 金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短 期 借 入 金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む。)
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 費 用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未 払 法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未 成 工 事 受 入 金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預 り 金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前 受 収 益	前受利息、前受賃貸料等
・ ・ ・ 引 当 金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
修 繕 引 当 金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完 成 工 事 補 償 引 当 金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
工 事 損 失 引 当 金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役 員 賞 与 引 当 金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。)
そ の 他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
II 固 定 負 債	
社 債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。)
長 期 借 入 金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰 延 税 金 負 債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの
・ ・ ・ 引 当 金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
〔 退 職 給 付 引 当 金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金
負 の の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
そ の 他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔 純 資 産 の 部 〕	
I 株 主 資 本	
資 本 金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新 株 式 申 込 証 拠 金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
そ の 他 利 益 剰 余 金	
・ ・ ・ 積 立 金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
(準 備 金)	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの
自 己 株 式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
Ⅱ 評価・換算差額	
その他有価証券評価差	時価のあるその他有価証券を期末時価により評価替えることにより生
額金	じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じ
	た差額から税効果相当額を控除した残額
土 地 再 評 価 差 額 金	土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地
	の再評価を行つたことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新 株 予 約 権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自
	己新株予約権の額を控除した残額

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売 上 高 完 成 工 事 高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
兼 業 事 業 売 上 高	
II 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 兼 業 事 業 売 上 原 価 売 上 総 利 益 （ 売 上 総 損 失 ） 完 成 工 事 総 利 益 （ 完 成 工 事 総 損 失 ） 兼 業 事 業 総 利 益 （ 兼 業 事 業 総 損 失 ）	完成工事高として計上したものに对应する工事原価 兼業事業売上高として計上したものに对应する兼業事業の売上原価 売上高から売上原価を控除した額 完成工事高から完成工事原価を控除した額 兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販売費及び一般管理費	
役 員 報 酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福 利 厚 生 費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額
開 発 費 償 却 額	繰延資産に計上した開発費の償却額
租 税 公 課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
その他の	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他の	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他の	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
VII 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他の	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科 目			摘 要
材	料	費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労	務	費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
	(うち 労 務 外 注 費)		労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外	注	費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経		費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
	(う ち 人 件 費)		経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

（８）廃業届を提出する際の本人確認について

廃業届が届出義務者（P73 参照）の意思によるものである事を確認するため、提出する方の本人確認を行いますので、下記のとおり本人確認資料の添付又は提示をしてください。

但し、廃業届に届出義務者の押印がある場合を除きます。

廃業届の提出方法	提出者	本人確認資料（以下のいずれかを添付又は提示）
（添付が必要） 郵送・電子	届出義務者	・代表者の運転免許証のコピー※ ・法人の印鑑証明書(個人事業の場合は事業主のもの)
	行政書士	・行政書士証（顔写真付き）のコピー ・運転免許証のコピー※
	届出義務者	・運転免許証※ ・法人の印鑑証明書(個人事業の場合は事業主のもの)
	届出義務者 従業員	・運転免許証※及び委任状(代表者から当該従業員へ委任するもの) ・法人の印鑑証明書(個人事業の場合は事業主のもの)
（提示が必要） 窓口	委任された 行政書士	・行政書士証（顔写真付き） ・運転免許証※
	委任された 行政書士の 補助者	・行政書士補助者証（顔写真付き） ・行政書士補助者証（顔写真無し）及び運転免許証※

※運転免許証の外、運転履歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、マイナンバーカード(個人番号はマスキングのこと)、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳も可とします。

（９）各種問い合わせ先

○千葉県収入証紙売さばき機関（一例）

各 市 町 村	印 旛 土 木 事 務 所	長 生 土 木 事 務 所
各 区 役 所	成 田 土 木 事 務 所	夷 隅 土 木 事 務 所
各 地 域 振 興 事 務 所	香 取 土 木 事 務 所	安 房 土 木 事 務 所
千 葉 土 木 事 務 所	銚 子 土 木 事 務 所	君 津 土 木 事 務 所
葛 南 土 木 事 務 所	海 匝 土 木 事 務 所	市 原 土 木 事 務 所
東 葛 飾 土 木 事 務 所	山 武 土 木 事 務 所	千葉県庁生活協同組合

※鴨川出張所の庁舎内では販売していません。事前に市役所等で購入の上、申請してください。

○建設業許可申請書類等の閲覧について

建設業許可申請書類等の閲覧について（令和6年3月現在）

建設業許可申請書や変更届等は、建設業法第13条の規定により、公衆の閲覧に供されます。

1 閲覧できる建設業許可業者

千葉県知事許可業者

2 閲覧場所等

260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階

建設業許可書類閲覧室

（TEL）043-223-3560

（ホームページ）千葉県ホームページ「建設業許可申請書類等の閲覧について」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/kyoka-etsuran.html>

3 閲覧可能日時

平日（水曜日を除く）9時～10時、10時30分～11時30分、13時～14時

14時15分～15時15分、15時30分～16時30分

※ 閲覧室を利用する場合は、事前に予約が必要です。予約方法等の詳細については
ホームページをご覧ください

※ 毎週水曜日、祝日、年末年始等は閲覧室を閉鎖しています。また、それ以外に臨時
に閉鎖する場合がありますので、事前にご確認ください。

4 その他

利用料金はかかりません。

○国家資格等についての問い合わせ先

	試験の実施機関等	所在地	電話番号
建設機械施工技士	(一社)日本建設機械施工協会 試験部	東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内	03-3433-6141
土木施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	(一財)全国建設研修センター	東京都小平市喜平町 2-1-2	042-300-6860 042-300-6855 042-300-6866
建築施工管理技士 電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金	東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MTビル 2 号館	03-5473-1581
一級建築士 二級・木造建築士	(公財)建築技術教育普及センター	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル	050-3033-3821 050-3033-3822
技 術 士	(公社)日本技術士会	東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 4F	03-6432-4585
技 能 士	千葉県職業能力開発協会	千葉市美浜区幕張西 4-1-10	043-296-1150
電 気 工 事 士	(一財)電気技術者試験センター	東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM 東八重洲ビル 8F	03-3552-7651
電気通信主任技術者	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	東京都豊島区巣鴨 2-11-1 ハウライ巣鴨ビル 6F	03-5907-5139 (代)
監理技術者資格者証	(一財)建設業技術者センター千葉県支部	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県建設業センター6F	043-241-6067
登録解体工事講習	(公社)全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4-1-3 安和宝町ビル 6 階	03-3555-2196

(注) 建設業法に規定する技術者に必要となる国家資格等は、上記以外の団体が実施する講習、試験等では取得することができませんのでご注意ください。

○建設業関連窓口一覧

【経営事項審査、入札参加資格】	建設・不動産課 契約・審査班 TEL 043-223-3113
【宅地建物取引業者の免許】	建設・不動産課 不動産班 TEL 043-223-3238
【建築士の免許】	一般社団法人 千葉県建築士会 TEL 043-202-2100
【建築士事務所の登録】	公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 TEL 043-224-1640
【解体工事業者の登録】	技術管理課 建設リサイクル推進班 TEL 043-223-3440
【産業廃棄物処理業、施設設置の許可】	環境生活部廃棄物指導課 TEL 043-223-2647
【電気工事業者の登録・届出】	防災危機管理部産業保安課 TEL 043-223-2722
【浄化槽工事業者の登録・届出】	建築指導課建築指導室 TEL 043-223-3183
【浄化槽保守点検業者の登録・届出】	環境生活部水質保全課 TEL 043-223-3813

国土交通大臣許可について

問い合わせ先 国土交通省 関東地方整備局 建政部
建設産業第一課 建設業係
所在地 〒330-9724
さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号 048-601-3151（代表）
内線 6145、6146、6156
ホームページ
<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kensei/construction/allow/index.html>

建設業許可の手引

（令和6年3月発行）

発行者 千葉県 県土整備部 建設・不動産課 建設業班
所在地 〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
電話番号 043-223-3110
FAX 043-225-4012
ホームページ
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/index.html>

★建設現場で働く方々のために「建設業退職金共済制度」に加入しましょう★

この退職金制度は、建設現場で働く人々のために、法律によって設けられた制度で、全国どここの建設現場で働いても、働いた日数分の掛金となる証紙を貼り、建設業の仕事をやめたときに 全部通算され建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

建設業の事業主はすべてこの退職金制度に加入して、建設現場で働く人たちに手帳を交付し、労働者福祉の増進に努めましょう。

建設業退職金共済制度の5つの特徴

- 1 国の制度なので安全確実かつ簡単
- 2 退職金は企業間を通算して計算
- 3 国が掛金の一部を補助
- 4 掛金は損金扱い
- 5 国が運営費の一部を補助

【問合せ先】 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共千葉県支部
千葉市中央区中央港1-13-1（千葉県建設業センター内）
電話 043-246-7379 FAX 043-203-5020
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○土木事務所一覧表

千葉県知事許可に関する申請・届出・相談窓口は、主たる営業所（**事実上の住所地**）を管轄する各土木事務所の総務課です。

令和6年3月現在

名 称	郵便 番号	所 在 地	電 話	管 轄 市 町 村
千 葉 土 木 事 務 所	260-0023	千葉市中央区出洲港 11-1	043 242-6101	千葉市・習志野市・八千代市
葛 南 土 木 事 務 所	273-0012	船橋市浜町 2-5-1	047 433-2421	市川市・船橋市・浦安市
東 葛 飾 土 木 事 務 所	271-0072	松戸市竹ヶ花 24	047 364-5136	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
印 旛 土 木 事 務 所	285-0026	佐倉市鎭木仲田町 8-1	043 483-1140	佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・酒々井町・栄町
成 田 土 木 事 務 所	286-0036	成田市加良部 3-3-2	0476 26-4831	成田市・富里市・多古町・芝山町
香 取 土 木 事 務 所	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478 52-5191	香取市・神崎町・東庄町
銚 子 土 木 事 務 所	288-0837	銚子市長塚町 2-44-9	0479 22-6500	銚子市
海 匝 土 木 事 務 所	289-2144	匝瑺市八日市場イ 1999	0479 72-1100	旭市・匝瑺市
山 武 土 木 事 務 所	283-0006	東金市東新宿 1-11	0475 54-1131	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・横芝光町
長 生 土 木 事 務 所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475 24-4521	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷 隅 土 木 事 務 所	298-0004	いすみ市大原 8513-1	0470 62-3311	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
安 房 土 木 事 務 所	294-0045	館山市北条 402-1	0470 22-4341	館山市・南房総市・鋸南町
安 房 土 木 事 務 所 鴨 川 出 張 所	296-0044	鴨川市広場 820	04 7092-1107	鴨川市
君 津 土 木 事 務 所	292-0833	木更津市貝渕 3-13-34	0438 25-5131	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市 原 土 木 事 務 所	290-0067	市原市八幡海岸通 1969	0436 41-1300	市原市